

令和4年7月1日

保護者等の皆様

京都府立西城陽高等学校長

## 「京都府奨学のための給付金」のお知らせ

高等学校等における保護者の経済的負担の軽減を図り、生徒の高等学校等への修学を奨励するため、**所得状況が支給要件に該当する保護者**に対し、奨学のための給付金を支給する制度があります。

ついては、「京都府奨学のための給付金のご案内」、「京都府奨学のための給付金（家計急変）のご案内」を御覧いただき、希望者は**7月8日（金）までに事務室に申し出てください**。引き替えに申請書類をお渡しします。

### 記

#### 1 提出書類等

- (1) 京都府奨学のための給付金申請書
- (2) 扶養申立書（健康保険証写しを含む）
- (3) 委任状（申請者と別名義の口座に振り込む場合）
- (4) 課税状況のわかる書類もしくは生活保護（生業扶助）受給証明書（「お知らせ」の申請書類を参照）  
※家計急変の場合は、別途家計急変が確認できる書類が必要です。（「お知らせ」の申請書類を参照）
- (5) 通帳の写し（口座名義等がわかるページ）
- (6) 奨学のための給付金委任状（任意で提出）

#### 2 提出期限（申請書類）

令和4年7月15日（金）事務室

#### 3 その他

- (1) 7月2日以降に家計急変があった場合、随時、申請を受付けていますので事務室まで御相談ください。
- (2) 一部早期給付（申請1回目）（給付金年額1/4）を申請されている方は、一部早期給付（2回目）（給付金年額3/4）の申請になります。  
※令和4年度都道府県民税所得割または市町村民税所得割が課税されている場合は、対象外となりますのでよく御確認ください。
- (3) 授業料に関する「高等学校等就学支援金」は、別の申請になりますので御注意ください。
- (4) 申し出の際に下記のどちらの申請書類が必要か確認します。
  - ① 京都府奨学のための給付金
  - ② 京都府奨学のための給付金（家計急変）